



## 税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

●平成31年度の税及び保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	3月2日
税務会計課	軽自動車税	1期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

### Q. 手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

——— 手続き可能な金融機関 ———

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA 八峰支店、能代市内金融機関各支店

### Q. 申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから1カ月程度で振替の手続きが完了します。その際、振替となる税目および納期を「振替開始の通知」でお知らせします。

※なお、税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■ 問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

## 就学援助制度のご案内



町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
  - ①生活保護を受けている方
  - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
  - ・前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
  - ・平成31年1月1日現在、町に住所がない方は平成30年分の所得を証明する書類が必要です。

■ 問合せ先 八峰町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎77-2816



## 福祉保健課からのお知らせ

### 就職や退職により健康保険が変わったら

「国民健康保険」と「会社等の健康保険」の切り替えには手続きが必要です(原則2週間以内)。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、役場福祉保健課までお越しください(手続きは代理の方でも可能です)。

#### ★国民健康保険に加入するとき

- 資格喪失連絡票など(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 印かん(認印で可)
- マイナンバー(個人番号)カード または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)

#### ★国民健康保険を脱退するとき

- 会社等の健康保険証(保険証が変わった方全員分)
- 国民健康保険証(保険証が変わった方全員分)
- 印かん(認印で可)
- マイナンバー(個人番号)カード または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)

#### 【注意事項】

- ・加入手続きをした日の翌月(4月~5月の場合は7月)に世帯主あてに納税通知書と納付書を送付します。
- ・以前から国民健康保険に加入していた世帯の世帯員に変更があった場合は、手続きをした翌月に税額を再計算した納税通知書を送付します。変更の通知書が届くまでに、納期限を迎える納付書は、既にお送りしている税額で納付してください。税額変更により納めすぎがあった場合は、後日世帯主にお返し(還付)します。
- ・国民健康保険の加入は、会社等の健康保険を喪失した月の分から保険税を納めることになります。**加入手続きが遅れると、さかのぼって保険税を納めることになります。**
- ・失業等による国民健康保険への加入の際は、保険税の減免や軽減が受けられる場合があります。納税に関するご相談は、随時役場税務会計課にて受け付けています。

#### 【問合せ先】

健康保険の切り替えについて 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608  
国民健康保険税について 八峰町税務会計課 ☎0185-76-4604

### 国保の方の進学・卒業が決まったら

国民健康保険は住所地の市区町村で加入となりますが、**進学を理由に八峰町外へ転出する場合、学生用の被保険者証(「マル学保険証」)を交付します**(保険証には町外の住所が記載され、「学」と記載されます)。

「マル学保険証」が交付された国保加入者は、住所を八峰町外に置くこととなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

なお、「マル学保険証」は学生の特例ですので、就職等により学生でなくなった場合や他の健康保険に加入した際には返却の手続きが必要です。

#### ★「マル学保険証」の交付手続き

- 国民健康保険証
- 学生であることが証明できるもの(在学証明書の写しまたは学生証、入学前の場合には合格通知書等)

#### ★「マル学保険証」の返却手続き

- マル学保険証
- 印かん(認印で可)

■ 問合せ・手続き先 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608